

# いっばんかいけい ほ せい よ さんあん たい しつぎ 一般会計補正予算案に対する質疑

れいわ がん ねん がつ にち どうねん がつ か かいさい し ぎ かい てい れい かい し ちよう  
令和元(2019)年5月30日から同年7月3日まで開催されました、市議会定例会におきまして、市長  
ていしゅつ ぎ あん あん しん ぎ かけつ せいりつ いた い か れい わ がん ねん ど いっばんかいけい ほ せい よ さんあん たい  
提出議案23案が審議され、可決・成立致しました。以下では、令和元年度一般会計補正予算案に対し  
て、はまの太郎が行いました質疑の概要をお伝え致します。

## ① ほう か ご にゅうしよたい き じ どう かいしゅう 放課後ルームへの入所待機児童の解消 に向けた予算への質疑

よ さん がいよう ほう か ご にゅうしよたい き じ  
☆**予算の概要**：放課後ルームの入所待機児童  
が20名を超える芝山西と薬円台に、第2放  
課後ルームを開設する費用を増額致します。

よ さん もくてき しばやまにし めい やくえんだい  
☆**予算の目的**：芝山西では34名、薬円台で  
は27名の児童の入所を新たに可能とし、現  
在の待機児童の解消を図ります。

しつぎ こんかい ほう か ご ぞうせつ がっこうこうしゃ  
**質疑** 今回の放課後ルーム増設は、学校校舎  
内の改修によって行うわけだが、学校の在  
籍児童数と教室需要が増えた場合の放課後  
ルーム増設は、学校敷地の内外への設置も検  
討するのか。

しどうべん がっこうしきちない せいび じどう あんぜん  
**市答弁** 学校敷地内への整備が児童の安全  
上は最善だが、困難な場合は、民間施設の活  
用等も踏まえ、検討する。

ふなばしし ほう か ご せっち  
船橋市ではこれまで、放課後ルームの設置は、  
児童の安全管理上、財政上、そして学校運営  
上の理由から、まず余裕教室などの校舎内改  
修による設置を、次に学校敷地内での施設建設  
による設置を、最後に学校敷地外の公共施設や  
民間施設内の設置を、検討して参りました。

けんとうじゆんじよ へ じたい きわ  
こうした検討順序を経ること自体は極めて  
妥当なことでありますが、学校の在籍児童数と  
学校に必要な教室数が増えた場合は、放課後ル  
ームとして利用していた教室を学校にお返し  
し、新たな場所に整備しなくてはなりません。

こんご ほう か ご にゅうしよ ま  
今後、放課後ルームへの入所をお待たせする  
ことがないように、現時点では児童数の増加を  
見込んでいなくとも予期せぬ増加に備え、将来  
の増設場所については、様々な可能性を予  
め検討しておくことが、大切であると考  
えます。

## ② おや かたがた けいざいてきふたん かんわ む ひとり親の方々の経済的負担の緩和に向 けた予算への質疑

よ さん がいよう か ご ほうりつこん  
☆**予算の概要**：過去に法律婚をされていな  
いひとり親の方々の中で、児童扶養手当を受  
給されている方を対象に、17,500円を1度  
に限り支給する費用を増額致します。

よ さん もくてき ぜいせいじよう ふたんけいげん そち もう  
☆**予算の目的**：税制上の負担軽減措置が設  
けられていない、未婚のひとり親の方々の経  
済的負担の緩和を図ります。

しつぎ きゅうふきん しきゅう たいしよう かつ  
**質疑1** 給付金の支給は、対象となる方  
々に対して、自動的に行われるのか。

しどうべん たいしよう かたがた しんせい  
**市答弁1** 対象となる方々からの申請に  
基づいて行う。

しつぎ たいしよう かたがた みしんせい  
**質疑2** 対象となる方々が未申請のまま  
でいることで、受給できない事態に陥ら  
ないようにするための取り組みは。

しどうべん たいしよう かたがた まどぐち  
**市答弁2** 対象となる方々へは窓口やチ  
ラシの郵送でご案内した上で、未申請の方  
には再度のご案内をする。

か ご ほうりつこん  
過去に法律婚をされていないひとり親の方  
々は、現在のところ、寡婦(夫)控除による税  
制上の負担軽減措置の対象となっており  
ません。

かたがた きゅうふきん しきゅう  
こうした方々に給付金を支給することで、  
消費税率引き上げによる新たな経済的負担  
を、少しでも緩和する事が、この事業の  
目的です。

ほんらい たいしよう すべ かたがた も し  
本来は、対象となる全ての方々に漏れなく支  
給されるべきものですが、国の制度設計によ  
って、申請に基づいて支給を行うことは既  
に決まっています。そのため市の役割とし  
ては、対象となる方々に、この給付金の存在  
を確実に知って頂き、申請を促してい  
くことが重要であると考  
えます。